

寿都湾

の議会だより

No. 145 平成22年5月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成22年 第1回定例会

平成22年第1回定例会は、3月9日招集され、会期を23日までの15日間と定め、開会初日の9日は、町長の「町政執行方針」、教育長の「教育行政執行方針」が行われた後、新年度予算を除く議案等22件（同意案1件、意見書4件、条例の制定2件、条例の一部改正5件、規約の改正3件、単行議案2件、平成21年度各会計補正予算5件）を審議し延会しました。

内容審査を付託した後、一般質問を行い散会しました。16日及び17日、予算特別委員会を開催。付託された平成22年度各会計予算8件の審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

18日に本会議を再開し、予算特別委員会での審査についての委員長報告の後、新年度各会計予算8件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会しました。

なお、新年度予算の重要施策及び予算概要については、広報寿都4月号をご覧ください。

15日は平成22年度各会計予算8件の提案理由の説明を受け、議員全員による予算特別委員会（木村親志委員長・沢村国昭副委員長）を設置し、

平成22年度 一般会計及び各特別会計

会計区分	平成22年度	前年対比(%)
一般会計	51億4,800万円	69.2
国民健康保険事業特別会計	4億7,040万円	0.5
老人保健特別会計	30万円	▲75.0
後期高齢者医療特別会計	5,320万円	2.9
介護保険事業特別会計	3億8,650万円	1.1
簡易水道事業特別会計	1億5,400万円	▲3.9
公共下水道事業特別会計	2億3,780万円	▲36.9
風力発電事業特別会計	2億9,270万円	▲5.3
計	67億4,290万円	40.7



3月21日に「子どもふれあいセンター」の施設見学会が開催されました。

審議した案件

人事案件

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

野上良元氏（新栄町）の選任（再）に同意しました。

条例の制定

◆寿都町こどもふれあいセンター設置条例の制定

保育園を主体とする子育て支援の複合施設として、文化センター子供広場の一角に建設した「寿都町こどもふれあいセンター」につき、施設の名称、位置などを定めるものです。

◆寿都町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の制定

産業の振興と雇用の安定を図るため、住宅環境の整備として、有戸地区及び美谷地区に建設した定住促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるものです。（名称：有戸地区、追分住宅、美谷地区、いさり火住宅。各1棟4戸）

条例の改正

◆議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部改正

本町の経済状況や財政事情を考慮した中で、議会議員の期末手当を平成22年度も引き続き削減するもので、期末手当の支給率を年間3・5月分（改正前4・5月分）とするものです。

◆特別職の給与額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部改正

本町の経済状況や財政事情を考慮した中で、町長、副町長の期末手当支給率を引き続き削減するもので、年間3・5月分（改正前4・5月分）とするものです。（教育長も同様とする。）

◆職員の給与に関する条例の一部改正

昨年の人事院勧告に基づき、持ち家に係る住宅手当を廃止。また、財政事情を考慮し、職員の負担を願いますものとして平成20年度から3年間の期間で行っている給与の独自削減につき、人事院勧告による給与の減額に伴い2重の削減となることから、独自削減については1年早めて、平成

22年度は行わないとするものです。

◆寿都町立保育所条例の一部改正

保育所の名称を保育園に改め、4月より寿都町こどもふれあいセンター内で供用開始となる寿都保育園の設置場所を規定するとともに第二保育園の廃止、並びに児童福祉法の改正に伴い、3歳以上に係る徴収金基準の第6階層と第7階層の保育料を月額500円減額するものです。

◆寿都町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正

身体障害者福祉法施行令の改正により、身体障害者手帳の交付対象に肝臓機能障害が新たに追加されたことに伴い、北海道医療給付事業の対象に加えられたため、本町においても同様に重度心身障害者医療費の助成対象とする改正です。

規約の改正

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正

組合の構成団体である「胆振西部衛生組合」・「釧路広域市町村圏事務組合」・「留萌広域行政組合」の解

散・脱退と、構成団体の一部につき、名称の変更が行われるため、全構成団体で議会の議決が必要となるものです。

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の一部改正

組合の構成団体である「網走支庁管内町村交通災害共済組合」及び「胆振西部衛生組合」の解散・脱退により、規約から削除するものです。

◆北海道市町村総合事務組合規約の一部改正

前の2件と同様、構成団体の解散・脱退並びに名称の変更による団体数の増減等について、全構成団体で組合規約の改正が必要となるものです。

単行議案

◆第7次寿都町総合振興計画基本構想

平成22年度を始期とした町の総合振興計画の策定であり、地域の資源を町の宝として捉え、まちづくりに活用していく考えから、「地域の宝を、地域の輝きにつなげる安らぎのまち」を将来像として掲げ、10カ年の計画期間でまちづくりを

推進することとし、その実現に向けた主要施策の大綱を定めた第7次の総合振興計画基本構想を可決しました。

◆公の施設の指定管理者の指定

「寿都町観光交流センター」の管理運営に関し、引き続き寿都商工会を指定（3年間）。

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算（第10号）

予算総額に7億1千360万5千円を追加し、総額を50億1千423万4千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（減債管理基金他3件の積立、役場庁舎・各地区会館等17件の改修費ほか）

2億1千289万6千円増

・民生費（更生医療費、介護保険事業特別会計繰出金ほか）

253万2千円増

・衛生費（診療所等基盤整備事業道補助金に係る基金積立ほか）

4億9千471万円増

・商工費（街並み修景整備事業補助金ほか）

379万円減

・教育費（学校施設地上デジタル放送設備整備事業・寿都中学校省エネ改修事業入札減ほか）899万7千円減

◆寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

予算総額に13万8千円を追加し、総額を4億8千517万6千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（国民健康保険システム改修負担金ほか）

138千円増

◆寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

予算総額に251万4千円を追加し、総額を4億4千817万2千円とするものです。

●補正の主なもの

・保険給付費（高額介護サ―ビス費）

251万4千円増

◆寿都町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

予算総額に198万円を追加し、総額を3億8千551万円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（流量調整弁等取替修繕）

198万円増

◆寿都町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

予算総額から2千139万円を減額し、総額を2億8千

771万円とするものです。
●補正の主なもの
・電気事業費（消費税ほか）
139万円減
・諸支出費（一般会計繰出金）
2千万円減



意見書可決 関係大臣等へ送付

4件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆意見案第1号
「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

提出議員 岡部 武
中里 徳男

「協同労働の協同組合」とは、働くものが出資しあい、全員参加の経営で仕事

を行う組織であり、国内ではワーカーズコップ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズなど10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきたものですが、現在の日本においては、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮しあう新しい働き方としての労働者協同組合についての法制度が整備されていないことから、「自分たちの働き方に

見合う法人格の整備」、「労働者としての社会的認知」をはじめ、就労の創出や地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度としての「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるとした内容であります。

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣）

◆意見案第2号
「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書

提出議員 中里 徳男
沢村 国昭

核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現のため、広島・長崎両市と世界の3千396都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表し、2010年に開催するNPT再検討会議（5年ごとに開催される核兵器廃絶交渉。NPTⅡ核兵器の不拡散防止条約）において採択されることを目指しており、国会及び政府に対し、同議定書を議題とする

提案とその採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働き掛けることを要請する内容であります。

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣）

◆意見案第3号
保育制度改革に関する意見書

提出議員 山本 喜彦
木村 親志

全国どの地域においても子供たちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠であり、国において、保育制度改革の議論を進めるにあたり、子供の権利を最優先に、国と地方の責任のもと充実した制度を求めるものとして、特に次の7項目について要望するものです。

1、現行保育制度の堅持・拡充。

2、待機児童解消に向け、必要な支援と財政の措置。

3、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。

4、保育所最低基準の廃止・引き下げは行わないこと。

5、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算の大幅な増額。

6、保護者負担の軽減、雇用の安定等、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境の整備。

7、民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣）

◆意見案第4号
季節労働者対策の失業給付を90日分にし国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書

提出議員 岡部 武
石澤 洋二

政府は通常国会に雇用保険法等の改正案を提出したが、改正の中心は、非正規労働者への適用の拡大、雇用保険財政への国庫負担の本則どりの措置などであるが、この法案には季節労働者は対象とされておらず、北海道の厳しい自然環境などにより冬季間の失業を余儀なくされている季節労働者は、現行の雇用保険制度のもとでは40日分の特例一時金（約20万円）で厳

冬の3〜4ヶ月を越さなければならぬ深刻な状況にあるので、季節労働者対策として次の措置を講ずることを要望するものです。

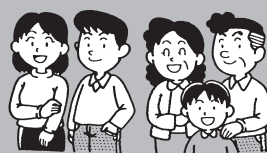
1、雇用保険法を改正して、季節労働者の失業給付を90日分とする。

2、国の「通年雇用促進支援事業」の抜本的改善・拡充。

3、地元の中小建設業の仕事の確保と冬期間の就労機会の拡大。

（提出先：内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣）

議会の傍聴はお気軽に 6月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは
議会事務局へお問い合わせください。
(TEL 62-2511)

ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では4名の方から8項目について質問がありました。

行政 町民スキー場の 管理運営について

木村 真男 議員



■質問
寿都町民スキー場の管理運営について質問いたします。

まず、1点目として、町民スキー場の休憩所も築25年位になるうかと思いますが、床に大きなひび割れの跡もあり、耐震対策についても気になっております。保護者の方が子供達の滑りを窓越しに見るにしても、窓の真ん中に鉄の筋交いがあり、視界が悪く、窓を大きくすることが望まれます。

また、休憩所内のひび割れについては、重量のことで気になっており、一度に子供が50名位と、大人が40名ほど、計90名以上の方が

休憩所へ入る事もあり、少し窮屈であります。

休憩所の外壁やロープトウを改修する予定があるようですが、これらの新築や大改修について、見解を伺います。

2つ目として、スキー場の利用期間は3ヶ月ほどですが、多くの方が利用し、集まるので、スキー場休憩所には、万が一の対応のため、AED（自動体外式除細動器）の設置についてのお考えを伺います。

3つ目として、スキー場の駐車場の拡幅について質問します。

子供の減少傾向の折、町民スキー場の利用者は微増と聞いております、スキー教室や検定、大会の時等は



入りにくい方は、スキー場通りの道路や墓地通りに車を駐車し、そこから重い荷物を背負い、長い登り坂を歩くので、幼児や低学年の子供にはとてもつらいものです、この解消のためにも駐車場の拡幅について、見解を伺います。

4つ目として、ロープトウ改修の件ですが、今年改修があるように聞いております。上級者になりますと、現在、ロープトウ終点より、急なグレンデを自力で、時間と体力を費やして登っているところですが、距離が延長されますと、数多く滑ることが出来て、技術の向上に繋がることになり、ロープトウの延長についてご見解を伺います。

●教育長

只今の木村議員のご質問にお答えいたします。

質問の1点目ですが、スキー場休憩所の床のひび割れや耐震対策についてありますが、休憩所は昭和

60年に建築されたものであり、耐震基準は満たしております。

また、床のひび割れにつきましては、技術者に確認しましたが、亀裂は表面上のもので、建物の構造上は問題がなく安全であります。利用者の不安を払拭するためにも、今後亀裂の補修を検討してまいりたいと思います。窓につきましては、真ん中にある筋交いは耐震上必要なものであり、窓の拡幅については、建物の形状から難しいと考えています。今後の新築や大改修につきましては、利用者の方々に不便をおかけしますが、利用者の安全を考慮しながら、現状の中でその都度、補修等に対応してまいります。ロープトウの安全管理の面で、再起動の衝撃については、来シーズンに向けて改善してまいります。

次に2点目の質問ですが、休憩所へのAED（自動体外式除細動器）の設置につきましては、設置してまいります。

次に質問の3点目ですが、スキー場利用者の推移は、過去5年間の平均一日当たり利用者は約49名ですが、今年は2月末の数字

ですが、約52名で3名ほどの増となっております。ご指摘のとおり、スキー場の駐車場が狭く利用者に不便をおかけしております。駐車場拡幅につきましては、勾配のままで是不可能な検討をしてまいりましたが、現状では、除雪の関係や用地確保で困難な状況にあります。

次に4点目の質問ですが、現在のロープトウは、平成16年に更新をしたもの

岡部 武 議員

財政 今後の財政見通しについて



■質問

ご存知のとおり、町は平成22年度から平成26年度までの今後5年間の中期財政見通しを発表しました。これにより、財政規模に対する借金返済割合を示す実質公債費比率が平成25年度に26・7％になり、国の健全化法に基づく、早期健全化団体になる基準の25％を超えるものになっております。これは借換償還や町立診療所整備費の起債償還などが平成25年度から本格的に始まるためです。町も何としても実質公債費比

で、ロープトウの使用は、勾配が15度前後までが適当であり、それを超えまると利用者がつま先上がりとなり利用が難しくなります。延長するには、勾配の関係上現状のままでは不可能であり、地盤の造成が必要となる事と、スキー場用地は保安林であり、形状変更は困難な状況にありますので、現状を維持してまいりたいと考えております。

率が国の基準を超えないよう、今後の対策として6項目をあげ、本年度から取り組もうとしています。しかし、先般の北海道新聞の紙上で「寿都町2013年度に健全化団体に」と大きく報道された事もあり、町民の間に「このままでは、寿都町も夕張市のようになってしまうのか」とか、「健全化団体になったらどうなるのか」など、不安が多数出ています。そこで以下の2点について伺います。

まず第1に、町の今後の財政見通しの概要を伺います。

第2に、実質公債費比率が国で示している基準を超えないようにするために今後どのように具体策をとっていくのか、町民が納得できるよう町長の見解をお願いいたします。

●町長

長引く経済不況から地域経済は低迷が続いており、町税収入は減少傾向で、さらに、地方交付税は国の三位一体改革の影響から大幅な削減となったことで、本町の財政状況は厳しい運営が続きました。この状況に対し行財政改革に取り組み、事務事業の見直しなど積極的な経費の節減に努めてまいりましたが、平成20年から国、地方を取り巻く経済状況や雇用がさらに悪化する中で、国の経済危機対策等が講じられたところでもあります。

また、町内の2金融機関において、総合文化センターなどの借換債の発行を行っており、その額は、8億5千3百万円ありますが、この全額がこれまでに償還繰り延べしており、この償還が平成25年度から開始されます。

さらに、経済危機対策等により、老朽化となつてい

る公共施設等の整備や少子高齢化、保健・福祉・医療をはじめ生活基盤の整備拡充などの財政需要が、将来の財政にどう影響するかなどを踏まえ平成26年度までの5カ年の中期財政見通しを策定し、今年3月の町広報誌でその財政見通をお知らせしたところでありますが、これらの地方債の累増と借換債の償還開始時期が重なることにより平成25年度に実質公債費比率が悪化する推計となります。

この点に関し、今後の行財政を執行するうえで、わたくしも非常に重く受けとめております。この財政見通しでは、5カ年の財政収支は毎年、一定額の繰越金が生じ赤字決算にはなりません。が、財政健全化法に基づく4つの財政指標のうち、特に実質公債費比率が悪化するものと見込まれます。この比率は、平成20年度決算確定値で北海道の市町村の平均値を上回り15・9%になり、平成21年度決算分は今年秋の確定を見込んでおります。また、平成22年度から平成26年度の推計では、平成25年度に基準比率の25%を超え、26・7%となるものと思われ

ます。この実質公債費比

率は、国などから借入した地方債の元利償還等が、普通交付税額などから求められる標準財政規模に比較してどの程度の負担となるのかを表す指標ですが、今後は、この比率を基準以内に

するため地方債の繰上償還や全般的な事務事業見直しなどを早期に講じ、健全な財政状況に努めてまいりたいと思います。

また、2点目の実質公債費比率が国の基準を超えないための具体策等についてであります。今後も見込まれる公共施設などの整備に必要な地方債の発行を慎重にするとともに、これまで借入した地方債を毎年度元利償還する、いわゆる公

岡部 武 議員

行政 公契約条例について

■質問

今、地方自治体が行政サービスを行うため、民間事業者と契約して、公共工事の発注や業務委託、物品購入など公契約が注目されています。

私たちの暮らしと地域社会に不可分なものです。そこで大きな問題が起きて

います。談合対策を契機に競争入札の導入が広がったため、ダンピング入札が横行し、結果として人件費の削減が行われたり、指定管理者制度の下で公共施設の運営に携わる労働者が低賃金の有期雇用で置き換えられる「官製ワーキングプア」問題などが生じています。公契約条例はこうした

問題を解決するため、公契約のもとで働く労働者の賃金、労働条件の最低規制を行うものです。最低賃金法とは異なり、受託事業者は個々の強制ではなく、自ら結んだ契約を守る立場で労働条件を確保し、自治体は発注者として現場労働者の状況をチェックできるように

なります。住民にとっては現場の労働者の労働条件の改善が公共事業や公共サービスの質を高め、住民の安全安心に直結します。条例制定で自治体に財政負担を生じさせるのではないかとという心配もあるかもしれませんが、直ちに多額の財政負担を生じることではないことは

まずです。公契約条例は現場労働者の賃金、労働条件確保の責任を受託事業者全体に負わせるため、中間搾取は減り、その分が賃金に転嫁する流れを作り出し、重層下請けの圧縮や透明化につながります。

公契約にかかわる労働者の賃金の底上げは、地域循環型の消費構造につながり、大きな経済波及効果をもたらします。また、受託事業者にとっても適正な利潤を確保し、健全な経営を補償することにもなりま

す。今、住民・労働者・業者・行政の各分野で「不幸なサイクル」あります。公契約の制定でこの流れを「希望のサイクル」へと転換するべきでないでしょうか。

本町でも公契約条例制定をどのように考えているか。町長の見解を伺います。

●町長

公契約条例は、公正労働基準、環境や福祉、男女平等参画など社会的価値の実現を追求することを宣言するとともに、自治体だけでなく事業者の責務についても定め、自治体契約の入札においても、社会的価値の実現を追求することが重要であると言われています。

この条例の運用に当たっては、入札に関する具体的な落札基準を定め、入札参加資格審査及び事業内容審査の評価を行う必要があり、現在のところ千歳県野田市において、公契約業務に従事する労働者の賃金水準を確保するため公契約法の必要性を国に対して働きかけるための先駆的な条例として制定されたと聞いております。地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきま

したが、一方で低入札価格の問題等により下請の事業者及び業務に従事する労働者の賃金の低下を招く恐れが懸念されます。

このような事態を排除するため、公平かつ適正な入札を通じ豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、

岡部 武 議員

雇用 雇用保険法の改正について

■質問

政府は、今国会に雇用保険法等の改正案を提出し、非正規労働者への適用範囲を拡大することが予定されており。

そこで第1に政府は、雇用保険制度の現状と課題をどのように捉え、適用範囲の拡大についてどのように改善しようとしているか。もしご存知であれば伺いたいと思います。

第2に今回の改正では適用範囲から季節労働者が除外されています。季節労働者を除外する合理的な理由があるのか。除外規定は、憲法14条の「法の下平等」に反するものではないかと思いますが町長の見解を伺

重要かつ必然の事と認識しております。各自自治体における条例制定に向けた環境整備には、国において公契約に関する基本法の整備が不可欠、急務であると考えます。このことから、それらの動向を注視しながら、今後の対応をしてまいりたいと思っております。

います。

第3に当議会でも、「季節労働者の失業給付を90日分にし、季節労働者対策の強化を求める要望意見書」を全会一致で採択しまし

た。せっかく雇用保険制度の改善を進めようとしているのであれば、季節労働者を除外することなく、一緒に改正する方向をとるべきでないでしょうか。もしそれが出来ないとするのであれば、せめて季節労働者の失業給付金を以前の90日分に戻すことが必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

●町長

現下の急速な景気後退の下で、企業を巡る環境は厳

しさを増し、解雇等の雇用調整や採用内定取消等の事例は、また記憶にも新しく、雇用情勢は依然として厳しい傾向が続いています。

さらに、季節労働者に関しては本来であれば、季節雇用でなく通年雇用ができれば望ましいのですが、北海道はただでさえ冬場の建設工事が少ない上、公共事業が削減されている現状では、事業者の努力にも限界が生じております。

こうした情勢の中、法改正に向け厚生労働省で雇用保険制度の見直しが論議され、1月13日に「雇用保

険法の一部改正する法律案要綱」について労働政策審議会の答申を受け、改正法案を今通常国会に提出するとしております。その改正内容は、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図ることとしております。しかしながら、示されたその範囲が非正規労働者に対する適用範囲を拡大とするとしていますが、季節労働者を含めた十分と言える施策内容からは、ほど遠い内容のものとなっております。

ご指摘のとおり、季節労働者を取り巻く環境は厳しさを増すばかりでなく、これまでの経過としましては季節労働者の冬期雇用援護制度である通年雇用安定給付金暫定2制度が廃止され、加えて雇用保険の季節労働者向け失業給付である特例一時金50日分が40日分に削減されたところであります。

本道は、積雪寒冷という気象条件から、冬の産業活動に著しい制約を受け、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者は、建設業とその関連産業を中心に約10万人を数えております。

本町における季節労働者数については、平成17年度の国勢調査における就業状況を見ますと、93名と高齢化等により年々減少傾向にはありますが、特例一時金削減による収入減は季節労働者にとつては深刻な死活問題となっていることは十分認識しているところであります。町といたしまして

も、今年1月に雇用保険法の改正に伴い、関係機関が国に緊急要請するにあたり「季節労働者の失業給付を90日分にするなど国の季節労働者対策の強化を求める副申書」を国に提出し、理解を求めたところであります。

す。

また、本町議会におきましても先に開会しました本議会において「季節労働者の失業給付を90日分にし、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書」が採択され、内閣総理大臣・厚生労働大臣並びに関係大臣に対し、季節労働者対策を強化するよう要請を行ったところでもあります。町といたしまして、現行制度の活用による雇用対策を推進すると同時に、引き続き、関係機関との連携や北海道季節労働者雇用対策協議会に対して、制度改正や予算化など、オール北海道の要求の先頭に立つて実現されるよう、働きかけを強く求めてまいりたいと考えているところであります。

●町長

も、一生懸命何とか季節労働者が通年雇用が出来て尚且つ失業給付金も元に戻るよう運動しているけど残念ながらそういうふうになっていません。今度の改正案でもそういうふう提案されていけないということは、本道に北海道の我々にとつては残念です。これから運動の方向としては非頑張って欲しいと思うのは、雇用保険法の第13条の3項に「特別な場合は厚生労働省の省令で出来る」という事がありますから、ここに向けてひとつ運動して欲しいという事をお願いと同時に町長の見解も伺いたいと思います。

■再質問

雇用保険法にかかわる問題で議会側も町の執行者

岡部 武 議員

医療 子どもの医療費助成拡大について

■質問

地方自治体による、子どもの医療費助成で中学生まで助成が受けられる市区町

村は、全国の約2割に当たります、360市区町村になっています。そして最近ではこの市区町村が増えております。道内でも医療費助成を

中学生まで拡大している市町村は20市町村になっています。この後志管内でも黒松内町、蘭越町、泊村、神恵内村、古平町と広がっています。そして隣の蘭越町では更に高校生まで拡大する方向であります。

本町では、現在小学生までの入院・通院医療費の全額助成を行っています。対象の父母から大変喜ばれていますが「更に隣の黒松内町や蘭越町のように中学生まで拡大してほしい」という話が強く聞かれます。

そこで第1に、もし中学生まで医療費助成を拡大すると、対象人数と町の医療費助成負担増はどの程度になるか伺います。

第2に子どもを育てる親にとって一番心配なのは、子どもの病気。費用を心配しなくて、安心して医療機関に罹れるよう、子どもの医療費を無料にすることは切なる願いです。本町でも中学生まで医療費助成を拡大するべきではないかと思いますが、町長はどのように考えているか伺います。

●町長

本町の乳幼児等医療費助成事業の対象者を中学生まで拡大した場合、約60名増

加いたします。これに伴う医療費助成額につきましては、中学生の医療費のデータがありませんし、抽出することも困難でありますので、正確な額を算出することはできませんが、現在実施しております小学生の医療費助成額を基に推計しますと年間約60万円になります。

乳幼児医療費助成事業は、病気にかかりやすい乳幼児の医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、母子保健予防の一環として始めましたが、時代の移り変わりとともに対象年齢が引き上げられ、現在の小学校卒業までとなり、子育て支援としての意味合いが強くなつてきております。今後においては、子育て支援施策として、医療だけでなく、教育や生活環境などを含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。

■再質問

総合的に頑張るからと医療費助成拡大については、やる意思が感じられませんが、隣の黒松内町は中学生



まで、隣の蘭越町は去年まで中学生までだったけれど、新年度から高校生までやるんです。ただ財政難です。それから、むやみに蘭越町の様に高校生までやれとは言えませんが、私はせめて中学生ぐらいまではやるべきだと思えます。先程の答弁で、大体60名、額にしても60万円位の増額です。「町長、やりませんか」、60万円やそのくらいなら私は出来ると思うんです。本町に住民が喜ぶことをやる町長であつて欲しいと思うんです。もう少し前進的な答弁を求めます。

●町長

私はこの金額が安いから、安くはないからという検討よりも、先程総合的に判断すると言ったのは、その他にもいろいろ地域の小・中・高生にいろいろな部分で独自な助成支援をしております。ですから小学生までについては、やはり子どもの体力等も含めて、先程もお話したとおり、町の保健、健康維持としての部分ではやる必要は絶対あるとは思いますが、中学生・高校生というのは体力が

いてきて、自己管理という部分も含まれてくるというふうには私思うんです。ですから全体的に財政が厳しい中だからやらないということではなくて、違う形で多々多くの子どもたちに応援できることはないだろうか、そう言う事で総合的にこれから近隣町村の絡みもありまうけれども、寿都町独自の子育て支援も含めて、検討してまいりたいという思いで先程説明をさせていたいただきました。それで今、確かに中学生助成60万、金額的には、今財政が厳しい中にあつても、それほど影響の額ではありませんけれども、その点について総合的に判断させていただくということ、これで何もやらないということになれば、やらないための言い訳作りの話に聞こえるかもしれませんけれども、総合的にまた、小・中学校の先生方や教育委員会とも相談をしながら、寿都流の支援の仕方ということを検討させていただきたいということでご理解を願いたいと思います。

■岡部議員

町長の心変わりを期待して、質問終わります。

越前谷由樹 議員

財政 財政の早期健全化について



てお聞きします。

一、早期健全化団体について、

1点目、何故、このままだと早期健全化団体となるのか。

2点目、国が示す基準の説明、特に公債費比率について、説明願います。

3点目、早期健全化団体に該当するかどうか。

4点目、財政健全化計画の策定について、どんな目標・計画数値・計画期間等を策定しなければならないか。

5点目、外部監査の必要性というのをよく問われる訳で、どのように考えているか。

6点目、財政の厳しい中であつて、繰上償還や事務事業の見直し等、具体的な対策を検討しているのではないか。

二、財政の早期健全化団体入りを回避する為、収入増として、平成22年度風力発電2基の建設を計画し、公債費の繰上償還を行うとの事です、過去の借金を返

す為、約19億円をかけ風力発電を建設し、再び約15億7千万円程の借金を背負う事について、町の将来として不安に思っている町民も少なくないと思います。大型事業としての風力発電の建設と繰上償還についてお聞きします。

●町長

1点目の早期健全化についてであります。本年3月号の町広報誌等で平成26年度までの5カ年の中期財政見通しに関してお知らせしたところでありましたが、この内容の中で、財政健全化法に基づく実質公債費比率と将来負担比率がともに全道市町村の平均値を上回り、特に、実質公債費比率は平成25年度に基準比率の25%を超える推計となることを報じたところでありました。この要因は、寿都保育園や給食センターなどの公共施設は、いずれも建設から25年以上が経過し、老朽化となつていくもの、これまで抜本的な改修や建て替えなどができませんでしたが、国の経済危機対策等で有利な補助・交付金が見込まれたことから、施設の整備にあわせ地方債の発行も行ったところです。

また、町内の2金融機関との借換債発行を償還繰り延べておりますが、平成25年度から償還が開始されます。これらの地方債の累増と借換債の償還開始時期が重なることにより、平成25年度に実質公債費比率が悪化する推計となります。

今後も公共施設などの改修が続けば、さらに地方債の累増を招き、早期健全化団体となることが見込まれるとされるものであります。また、実質公債費比率については、この比率が財政健全化法で示される以前は、一般会計の地方債元利償還に対する標準財政規模の割合を示す起債制限比率がありましたが、起債制限比率の考え方に加え、簡易水道事業特別会計や下水道事業特別会計などの公営企業会計への繰出金や一部事務組合への負担金等の参入を反映するものであります。なお、この比率は過去3カ年の決算に基づき平均値から求めら



れます。

さらに、早期健全化団体になった場合は、歳出の抑制と歳入の確保を図るなどの自主的な改善努力により財政健全化を進めることとなります。また、比率を基準以下にするため「財政健全化計画」を策定しなければならず、計画年限は基準を下回るまで続き、この計画は議会の議決を必要とするほか、計画策定期間中は公認会計士や弁護士など外部監査が義務づけられます。なお、財政健全化計画の実施状況を毎年度、議会へ報告するとともに公表しなければなりません。今後は、何としても早期健全化団体にならないよう、国、金融機関などへの地方債の繰上償還や借換債の償還年限を見直しするなどの対応を関係機関と協議し、これらの対策を早期に講じてまいりたいと思います。

から得られる売電収入を一般会計へ財源補てんするなど、これまでの運営の経過からも、その有効性や収益性は認められているところでもあります。

また、平成23年度から稼動予定の2基の風力発電施設は、これまでの特別事業会計の施設とは異なり、地域資源の風を活用したまちづくりの必要性や環境にやさしいクリーンエネルギーを活用した、温室効果ガスの抑制などを図る観点から、制度的に一般会計で取り進めるもので、風力発電施設から生じる電力は間接的ですが、一般会計の学校など公共施設の電力需要に充てることなどを目的としております。

また、ご質問の中に「再び、約15億7千万円の借金を背負う」とありますが、この額は平成22年度の全体事業費であり、3カ年の地方債の発行予定額は、約10億2百万円です。したがって、多額の事業費を講じて実質公債費比率の繰上償還の財源に充てることにはなりませんし、これまでの風力発電施設の実績等を踏まえ、かかる事業費が将来に不安材料となるものとは考えておりませ

ん。

■再質問

今、町長から風力発電について詳しい説明がありました。私はそういった詳しい説明を町民に最初にしていただければ、この財政関係も、町民が不安に陥ることも避けられるのではないかと思います。そういう点から再質問します。

1点目の早期健全化団体についてですが、こうした健全化団体にならないよう、将来を見据えた財政運営が必要であるし、もしそうした時期、場合に直面したら、積立金等の財源があれば取り崩し、繰上償還を行うなど出来るだけ早い適正な財政運営に戻るよう対処しなければならぬと思います。

例えば、仮に来年公債費比率が国の基準である25%を超えたとしたら、今年あわてて繰上償還しても比率はすぐに下がらないわけですから、少なくとも3〜4年前には繰上償還をするなどの財政計画を練って対処することが必要ではないかと思えます。また、財政健全化団体に該当すると、通常では4〜5年位は国や道に財政健全化計画を提出

し、承認を得るなど実施状況等についても、国や道の指導を受けることになると思えます。町としては財政の担当職員はもとより、他の職員にも通常の業務にプラスする形でこうした財政健全化のための資料や書類作成業務が増えますので大変であります。早い対策が必要だと思えます。

2点目ですが、平成22年度も前年に引き続き50億を超える予算規模であります。本町の標準財政規模は、20億に満たない約17億弱ですから、その2.5倍、倍以上の予算規模であります。まちの人口・面積・経済力を総合して、その目安として、国が基準を定めているのがこの標準財政規模であります。それを大幅に超えておりますので、自らが将来背負う歳出の負担も大きくなります。そのため当然ですが、公債費も増え、比率も上ります。私は風力発電事業には反対ではありません。むしろ、当初からこの自治体にもない、新しい町の財源として発掘し、町づくりのため利用されていることに賛成です。ただ、町民のために町づくり事業として産業面だけに留まらず、直に還元さ

れるべき点、利用方法の考え方には若干違いはありますが、今、町にとつては、なくてはならない財源だと思っています。

風力発電事業のきつかけは、本町の税収入だけでは町財政を賄って行く事が難しいというところから、新たな自主財源の確保として立ち上げられたものであり、町の将来に夢を持たせるものだと思います。

しかしながら、この風力発電は、今現在町民への等しい公平な還元というよりも、財政赤字を補填するだけに止まっている現状であり、本来の目的になかなか到達できていないように思います。考え方に相違はあ

るかも知れませんが、多額の公共事業を実施して、その結果として借金が増え、公債比率を下げるため風力発電の益金を利用して繰上償還をする、こういったことが繰り返されているように思います。今や、大型事業の縮小と緊縮財政を考えなければならぬのでは

はないかと思えます。そうでなければこの風力発電事業が、この先いつまでも各種事業の赤字補填や借金返済等、そういった財政運営のためだけに使われる財

源になつてしまふのではと危惧されるからです。望まれるのは、風力発電事業が本来の姿、特に福祉事業や直に町民の生活に等しく公平に役立つような財源として、使われることを願います。これらについて、町長にお聞きします。

●町長

早い健全化計画と言いますか、25%を超えない対策それらにつきましては、早期に対応してまいりたい、その都度また議員の皆様、また町広報を通して町民の皆様にお知らせして何とか25%以内に納まるように努力をしてまいる所存でございます。

また2点目の風力発電の関係についてであります。町が独自で風力発電をしようとしたきっかけは、やはり町民のニーズ、またいろいろな町民が必要としている公共施設また福祉、全般的にわたつて今の状況を踏まえたときには多少のリスクがあったにしても、これは完全なリスクになればどうにもなりませんけれども、ある程度見込める前提で町が独自でやりましよう、そういう中で皆さんの同意を頂いてスタートさせ

ていただきました。確かに公共事業をここ数年、大型の公共事業は多くありますけれども、これは決して町民にとつて無駄な公共施設は、今は一つもないというふうに思つておりますし、またあわせて住民の福祉、またソフト事業に多くを充てたいと思いますけれども、多くが今までの公債費の返済、また新たに生まれる公債費の返済、これに十分に利用させていた、だいておりますし、これからこの風力発電が早くこの財政状況を安定することによって、幅広く多くの町民に喜んでいただけるお金の使用方になる様、この件についても、努力してまいりたいというふうに考えております。

■再々質問

私は町がきちんとした説明のない中で、このままでは町財政は2013年度にも早期健全化団体に該当するといった内容が先行してしまつていくことが町民を不安にさせる要因になつたのではないかと思えます。ですから早くこの繰上償還をするといった対処を町が示し、今後の財政運営に支障がないことを町民に

明らかにした方がよいのではないかと思えます。要するに今のままでは財政運営は厳しいわけではあります。が、こうした繰上償還をすることで比率がこのように低く抑えられ早期健全化団体からも外れ、不安は解消されるのではないかと、こういった説明が必要ではないかと思えます。将来の財政運営の健全性を保てるような判断材料を早く町の方から示して欲しいと思います。これからの財政運営に期待し、健全な財政に努めていただきたいと思えます。

●町長

先程と同じような内容で、とにかく早期に地域住民の皆さんに安心感を与えるというのが一番私も認識しておりますし、今回3月の町広報誌に載せたのは今現在、また来年度以降の事業を何もやらないで25%超えるということではございません。あくまでも22年・23年・24年いろいろな町民からのご要望を含めた事業を計画した内容での26・7%という公債費比率でありますので、今の現状を的確に町広報を通じてお知らせしました。ただ25%

を超えるということは、よろしいことではございませんので、繰上償還を含めながら安定させる、そして住民の皆様にも安心をしていただけるという事は、先程

山本 喜彦 議員

漁業 さかなの棲み処 藻場造成について



さかなの棲み処藻場造成についてですが、今日、全国的に、磯などが石灰化する磯焼け現象に悩まされていますが、こうした中、本町では3年前から、鉄鋼スラグを利用した藻場造成の試験を行つています。この試験は、全国規模で行われていますが、腐食物質と鉄の相互作用で、周辺に藻が発生するという概念のよう

です。平成20年本町においても、町と漁協で、栄養分を含ませた鉄鋼スラグや水産加工品の魚くず等を詰めた、鉄製ブロックを海に落として人工藻場を形成する実験を行つていくようです。そこに昆布など藻が生えると、近年話題になつている、しんの放流、また、今年寿都でも200kg以上のしんが獲れた様であり、その

のにしんの産卵床、小魚の住処ができ、食物連鎖が生じ、漁獲量にも期待が持てるのではないのでしょうか。また、藻が生えたと、あわび、うなぎなどの食料になり、組合員の7割を占める浅海漁業に従事している漁民の経営も良好となるのではないかと思われま

す。この事業は、大変地味ですが、寿都湾で漁業を生業とする方、町の方の関心事でもありますので、次の3点を質問したいと思えます。1つには、3年目を迎えますから、経過観察中の成果についての概略をお尋ねしたいと思えます。2つには、補助事業です

ので、将来にわたつて、どのような継続性を持つて行われるのかも聞きしたいと思えます。3つには、藻場造成にあ

たつて、町、漁協独自の工夫があれば、今の国の補助に並行して実施してはどうかと思いますのでお尋ねしたいと思います。

●町長

磯焼け現象については、北海道にあつて特に日本海沿岸では、海藻群落が無くなる「海の砂漠化」とも呼ばれており、長年続いております。こうした現象は、有用漁業資源であるウニやアワビの成長や成熟不良を招くだけでなく、魚類の産卵場など食物連鎖としての生態系にも大きな影響を及ぼすこととなります。

本町におきましても、昭和50年ころから「磯焼け現象」に対応する様々な試みを行ってきましたが、課題も多く有用、持続的な技術開発が急務となっております。こうした現象の発生要因等についての調査・研究が長年行われておりますが、単一な要因のものではなく、複雑に絡み合った複数の要因であることが明らかとされてきております。その中で、海藻類の生育を促進させるために、必須の栄養塩が海域で不足していることが発生原因の一つであるとの見解が示されて

おります。磯根資源を利用する浅海漁業者は、ご承知のとおり7割以上がウニ・アワビ・ナマコ等の漁業に従事しており、多種多様な漁業がある中において浅海漁業は所得率が高く、今後の魅力ある漁業をつくり上げるためにも、藻場の再生は重要な取組みとして捉えているところであります。

こうした中で、海の森をつくるには、同時に山の森づくり、そしてその環境をつくるための、行動する人づくりが必要となります。

山を見たときに広葉樹は、落ち葉をたくさん落とし、それが腐植土となつて多くの微生物を育み、その養分が川から海に流れ、植物プランクトンを発生させ、さらに動物プランクトンの餌となり、次の生態系へと引き継がれます。こうした山への植樹活動を行いながら、並行して取り組んでいるのが、施肥事業であります。

施肥事業の概要についてであります。



ますが、磯焼けの原因としていくつか考えられている中で、河川から流れ込む二価鉄イオンの減少が大きいことが科学的に証明され、二価鉄を含む鉄鋼スラグと腐食酸を含む腐植土、さらには魚粕を混合した施肥材料が海藻の成長促進に有効であることが明らかとなつております。本町においては、平成19年度より施肥事業を実施し、合わせて効果の検証についても調査を実施しているところであります。実験海域については海藻の生育状況は天然漁場と比較して良好な状況となっております。

なお、今年度につきましては4月から6月に精度を高めた効果調査を実施する予定となっております。

事業の方向性についてであります。現在進めております事業は、平成21年度に新たに制度化されました、国の環境・生態系保全活動支援制度により、平成25年度までの5カ年間の事業期間を予定しておりますが、磯焼け対策事業は、継続することが必須条件でありますので、同年度に発足した北海道磯焼け対策連絡会議を主軸に、構成する町村及び漁協等と歩調を合わ

せ、負担の軽減からも補助事業の継続に対する要望を呼びかけてまいりたいと考えております。また、独自事業の関係についてであります。企業が、企業のノウハウなどを生かした「藻場再生」に向けた新たな取組みにつきましては、今後も実施に向けて、現在調整段階に入つているところであります。いずれにいたしましても、豊かな海の復活に向け、漁業者、漁協、町と一体となった取組みとして、継続的に事業を推進してまいります。

■山本議員

ありがとうございます。

答弁いただけるかどうかは別として、思いを語つて見たいとは思いますが、今、二価鉄など専門的な用語が出ていましたが、細かい所は予算特別委員会の方で聞きたいと思つております。藻場造成にあつては、自然を相手にする訳ですから、町長が以前、10年程前から計画を持たれて植林をしてきていますから、その山に手を加えて山を造るとか、大変、気の長い時間と努力が必要ではないかと思つています。また求められているのだと思つています。

漁業

山本 喜彦 議員

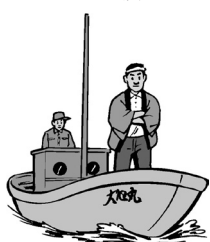
漁業後継者の確保について

■質問

昨年秋口に、75歳の漁師の方が入院して、その間、同業者の協力、仲間同士です。手間返しと言うものでしょうか、そういうものを得て、養殖ものを出荷している状態を目にしました。幸い、この方は、健康になられ、操業を再開できたから良いのですが、本町の高齢化率は、35%を超え、各種の生業に従事する方においても同様の現象が起きているものと想われます。見た限りでは88歳でなまこ漁、83歳の方でたこ漁など、大変元気な方をお見受けいたします。はおりますが、失礼ですが数年で離業することが想定されます。漁船や資材は一体どうなるのでしょうか。漁協等を通じて、船舶資材とも、運良く、また都合良く、整理できたとしても、何となく不安な気持ちを目にしているのではないのでしょうか。

執行方針の中で、町としても、新規就業者などへの対応をしていますが、新規参入者、資源の再配分について、漁協と情報交換されて、よりよく取り組まれると共に、高齢漁業者のご意向を把握することを急ぎの課題として、漁業者、漁協、町の3者による検討会などを持たれることも、問題の解決につながるのではないかと思います。

執行方針を伺いました。第一次産業は、本町の生命線であり。今一度、漁業者、漁協に対する町の取り組み姿勢を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。



●町長

組合を支えております組合員数の推移を見ますと、25年前昭和60年では283名、十年前では170名、そして現在は129名と減少の一途をたどり、さらに65歳以上の占める割合は、56%と漁業者には定年がないといわれますが、非常に高い高齢化率となっております。

このことから、今後5年から10年の間に漁業就業者が急激に減少することは避けられない状況となっております。過去の歴史を振り返りますと、高度経済成長期に多くの漁業者が漁業の将来性に疑問を抱き、

子どもの安全で安心した生活を願って、自らの跡継ぎにしなかった結果が、現在の後継者不足に繋がったことは、本町に限ったことではございません。ご指摘のとおり、現在の組合員の年齢構成からいっても、今後の推移を考えたときに、寿都町の水産業の将来にも関わる大きな問題でもあり、一層の危機感を強めて行かなければならないと感じているところであります。

漁業権の関係につきまは、一つ養殖漁業を例にあ

げますと漁協が区画漁業権の認可を受けており、とりわけ何らかの事情により施設の整理と今後の利用調整が必要となった場合は、要望のとりまとめや確認作業などを部会が整理した中で、最終的には施設の扱いを組合の理事会の決定権によって判断することとなります。また関連して、個人が所有している漁船や漁具に關しても、その処分が必要な事態が発生した場合においては、これまでの事例では、ほとんどの方が資産価値のあるうちに、組合に整理を依頼しているところであります。

漁業の担い手につきまは、町としても深刻な問題として捉えているところでありますが、漁業を行うには漁業を学ぶための下積みや、正組合員としての資格の取得、さらに漁業の許可枠などもあります。一連の段階を得た中で自営ができるとした場合は、大きなやりがいにも繋がります。いずれにいたしましても、漁業が自然を相手にした素晴らしい産業であることや、漁業は大変な中にも多くの魅力が存在することを組合員の皆様が自負することが大事で

あると考えております。そして、過去の時代を繰り返さないためにも、やはり魅力ある漁業を復活させ、まづ地元の人を豊かにすることが最優先課題であります。町といたしましては、漁業生産の向上に向けた支援や、次代を担う青少年への漁業体験・都市と漁村との交流事業など、漁業のイメージアップを含め、行政としても水産業のテコ入れを図り、担い手の確保や後継者の確保に努めてまいりたいと考えております。

■再質問

後継者問題では、人間を相手にいたしますから、相互の信頼関係、また関係団体等では信用などが求められます。それぞれ異なるものがありましようが、前浜が豊かになって、漁獲高が上れば大変結構な事であります。方法手段を、早めに組上に載せることが望まれるのではないのでしょうか。大変穿った見方をいたしますが、関係者が車座になって、談論風発して良い意見を出し合えば、人づくりにもつながるのではと思うのです。取り組みについて、「早急に取り組む」というご発言を聞き逃したか

もしれませんが、私は急いでやるべきことだと思えますので、今一度、町長の意向するところ、また早急に取り組むようなお考えを聞かしていただければ、幸いです。よろしくお願いします。

●町長

町の姿勢というのは、やはり漁協・生産者、その思い、これからの具体的な計画をどう支援していくかと、ですから関係者が車座になって、とにかく早く前浜が豊かになるようにこれから先頭になって取り組んでまいりたいと、ただ具体的な話につきまは、今回の一般会計の中でこれから議論されると思いますけれども、新たな造成、磯谷地区の造成等も含め、それが一歩だというふうに思っておりますし、これから議員の皆様方にも、いろいろ相談を持ちかけながら、やはり基幹産業の漁業なくして寿都町の発展はないというふうに考えておりますので、頑張つてまいりたいと思っております。

■山本議員

質問にはなりません、先般のご三方の質問の中

にも、財政は大変厳しいよう思っていますので、大変苦しいとは思いますが、ひとは個人的に思いますが、急つ頑張つていただきたいと対応するべきことだと思ひます。

新エネルギー事業計画特別委員会

3月9日に特別委員会が開催され、町より新たな風力発電所建設事業の進捗状況と、平成22年度における事業実施計画工程表についての報告がありました。

報告では、昨年の第3回定例会において、風力発電施設2基増設に係る実施設計費を予算措置し、11月に「平成21年度地域新エネルギー等導入促進事業補助」の交付決定を受け、直ちに実施設計業務に着手、本年2月の補助実績報告により平成21年度予定事業が完了したとの説明がありました。

新たな風力発電施設は、現在既に稼働している、寿の都風力発電所と風太風力発電所との間に風車2基を建設するもので、当初は最大定格出力2000kwの風車2基を計画していましたが、メーカーの生産中止により同じ形状で2300kwの風車2基に変更されました。

新たな風力発電施設の本格稼働は平成24年4月の予定で、平成22年度の事業内容は、建設用地の取得、造成基礎工事、送電線工事、電気設備製作、風車本体の製作、蓄電池設備の製作が計画され、総事業費19億円のうち本年度の事業費は事務費を除き約83%に当たる総額15億7千400万円となるものです。なお、この風力発電施設では北海道電力株式との協議により、電圧変動対策として蓄電池施設が必要となりました。

風力発電施設建設に係る財源については、地域新エネルギー等導入促進事業費補助金（補助率45%）、蓄電池設備補助金（補助率1/3）、補助金については地域活性化事業費及び財源対策費を充てることとしており、残りについては一般財源で9千400万円程（総事業費に対し60%）となるものです。

特別委員会では蓄電池の寿命や取替えにかなりの財政負担が伴うことが想定されるとして、維持管理を徹底されるよう要望がありました。

なお、22年度においては、送電線等の工事に伴い、「風太風力発電所」の運転停止が予定されることから、風況が落ちる夏場にあらわして実施するなど、売電収入に影響が少ないよう対応を図りたいとしております。



1 月

- 4 日 新年交礼会 (文化センター 瓜生議長他議員多数)
新春初せり式 (漁協 瓜生議長他議員多数)
- 5 日 消防出初式 (文化センター 瓜生議長他議員多数)
- 7 日 消防寿都分団幹部新年会 (瓜生議長、沢村議員)
- 9 日 横路孝弘さんの衆議院議長就任と新年を祝う会 (札幌市 沢村議員)
- 10 日 成人式 (文化センター 瓜生議長他議員多数)
- 11 日 漁業報告祭 (寿都神社 小西副議長)
- 12 日 寿都警察・湯別駐在所開所式 (中里総務常任委員長)
- 15 日 例月出納検査 (沢村議員)
- 19 日 南部後志衛生施設組合主催による ERCM 車載式実験装置デモンストレーション (議員多数)
- 22 日 民主党北海道総支部連合会 2010 年新春パーティー (札幌市 沢村議員)

2 月

- 6 日 鉢呂衆議院国政報告会・市橋道議道政報告会 (倶知安町 瓜生議長)
- 15 日 例月出納検査 (沢村議員)
- 16 日～17 日 南部後志正副議長会先進地視察 (福島町・北斗市 小西副議長)
- 18 日～19 日 後志町村等監査委員協議会及び研究協議会並びに第 63 回定例会 (札幌市 沢村議員)
- 20 日 「中村道議 ふるさと会議」 (洞爺湖町 小西副議長)
- 21 日 「村田道議 新春の集い」 (洞爺湖町 小西副議長)
- 22 日 全員協議会 (議員全員)
- 24 日～25 日 後志町村議会議長会定期総会 (洞爺湖町 瓜生議長)
- 26 日 国民健康保険運営協議会 (瓜生議長、中里総務常任委員長)

3 月

- 1 日 寿都高等学校卒業式 (中里総務常任委員長)
- 2 日 議会運営委員会 (岡部委員長、中里副委員長、山本委員、木村(親) 委員、小西委員、瓜生議長)
- 3 日 南部後志環境衛生組合議会 (山本議員)
南部後志衛生施設組合議会 (瓜生議長、中里議員)
- 4 日 第 3 2 回寿都町スポーツ表彰式 (瓜生議長他議員多数)



- 9 日 平成 22 年第 1 回定例会 (延会)
新エネルギー事業計画特別委員会
全員協議会
- 12 日 例月出納検査 (沢村議員)
- 15 日 寿都中学校卒業式 (瓜生議長他議員)
定例会再開 (散会)
- 16 日 予算特別委員会
- 17 日 予算特別委員会
- 18 日 定例会再開 (閉会)
- 21 日 (仮称) 寿都町ふれあいセンター施設見学会 (瓜生議長他議員多数)
- 24 日 潮路小学校卒業式 (瓜生議長他議員)
- 25 日 寿都小学校卒業式 (中里総務常任委員長他議員)
- 29 日 寿都水産加工業協同組合通常総会 (瓜生議長)

編集後記

今年の大雪には皆様大変ご苦労されたことと思います。雪解けが終わって一段と日差しが強くなってきましたが、朝夕はまだ肌寒い日が続いており、体調管理に充分留意し、お過ごしください。

先日、「海岸をきれいに！全町民海岸クリーン大作戦」が行われ、児童から高齢の方まで多くの町民が参加されました。海岸漂着物(ゴミ)は際限がないものですが、本町の貴重な財産である「海を守る」取り組みには大きな意義があり、きれいな景観を取り戻すとともに、一人ひとりの力は小さくても、たくさんの人が力を合わせることで、大きな力が生まれることを改めて実感し、町民の結束や行動がまちづくりの基本であると再認識いたしました。



本年度から第 7 次の総合振興計画に基づく「まちづくり」がスタートします。皆さんの知恵や建設的な発想並びに結束に期待するものです。

前浜ではコウナゴ漁、定置網作業、畑では農作業が活発になる季節となりました。今年も豊漁、豊作であってほしいと願っております。

今回の議会だよりは平成 22 年第 1 回定例会の内容についてお知らせいたしました。是非ご覧になって、町の方針や議会活動にご理解願いたいと思います。

※地球温暖化防止のため環境省が呼びかけているクールビズ(夏季における軽装の励行)に賛同し、議案審議において涼しく活発な議論が進むよう、7 月から 9 月までの間、議員、町職員がノーネクタイなどの軽装で議会に出席しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。